

## 東口交流センター専用フロア出店者募集要領

市では、東口交流センターの専用フロアに出店する事業者を次のとおり募集します。

### 1 施設の概要（別紙1 平面図参照）

- (1) 所在地  
一関市字柳町2番地5
- (2) 施設の名称  
東口交流センター
- (3) 募集区画  
専用フロア（食堂1） ※飲食業以外の業種も出店可能です。
- (4) 使用許可面積  
約23 m<sup>2</sup>

### 2 提出書類

本件の公募に参加しようとする者は、別紙2「東口交流センター専用フロア出店者募集に係る条件等」を熟知の上、次の書類を提出してください。

- (1) 公募申込書（様式第1号）
- (2) 誓約書（様式第2号）
- (3) 事業計画書（任意様式）
- (4) 経歴書及び代表者の履歴書、個人の場合は履歴書
- (5) 法人登記簿謄本、個人の場合は住民票（発行日から3ヶ月以内、写し可）
- (6) 直前1年間の納税証明書（市税）（発行日から3ヶ月以内、写し可）
- (7) 印鑑証明書

### 3 書類の提出期限等

- (1) 提出期限 随時  
※先着順としますが、審査の結果選定されない場合もあります。
- (2) 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便又は民間事業者による書留郵便に準ずるものとし、提出期限必着とします。）
- (3) 提出先 〒021-8501  
一関市竹山町7番2号  
一関市建設部都市整備課住まい環境係  
電 話 0191-21-2111（内線8541）

#### 4 事業計画書作成の注意

- (1) 事業計画書の規格は、A4版とします。
- (2) 事業計画書は、簡潔な記述を心がけてください。

#### 5 事業計画書の評価及び結果の通知

事業計画書は、事業の目的などから総合的に審査を行います。  
選定結果は、2週間後を目途に通知します。

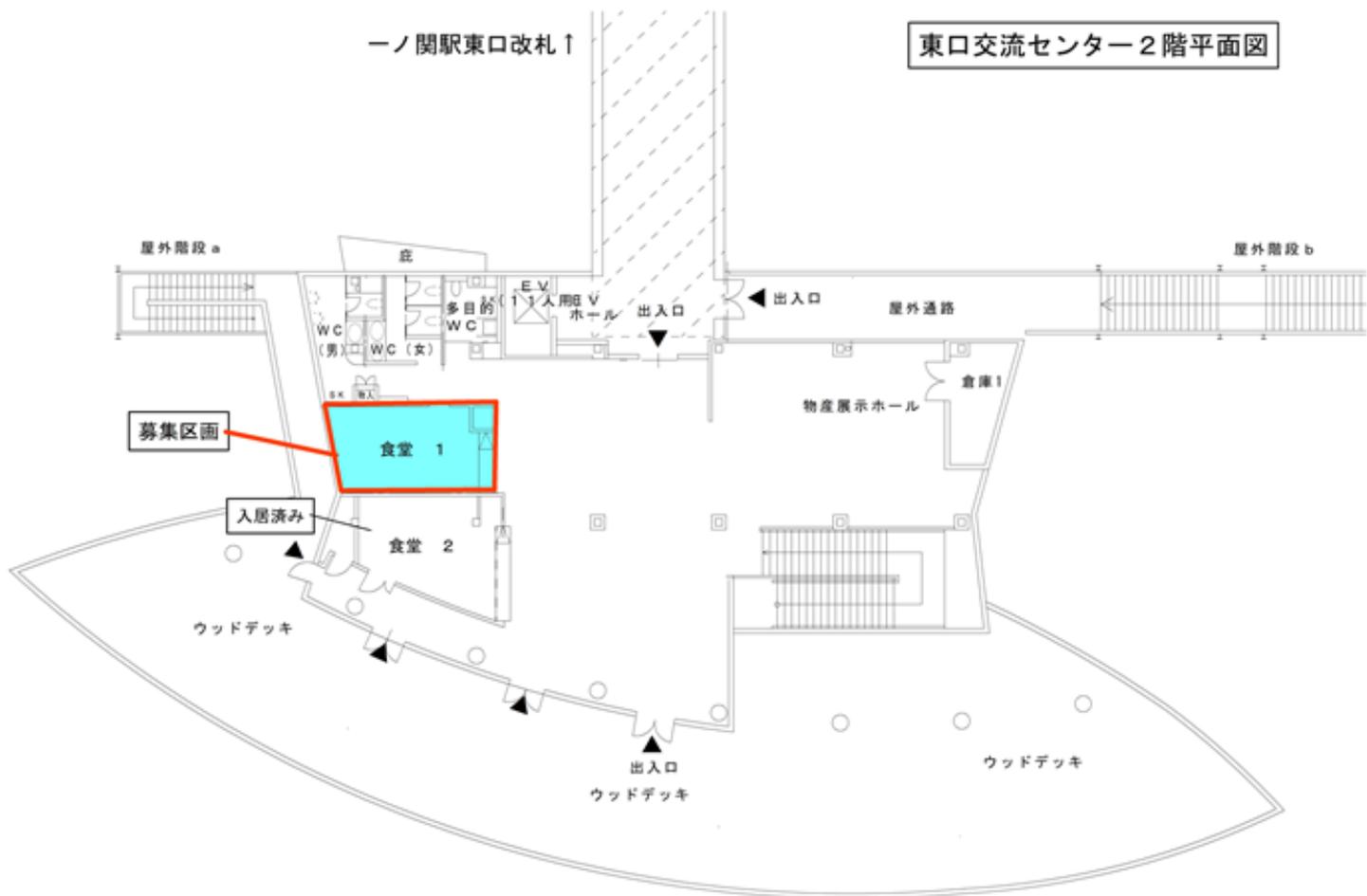
#### 6 東口交流センター専用利用許可申請書の手続

専用フロア出店者に選定された方は、2週間以内に専用利用許可申請書を一関市建設部都市整備課に提出してください。

#### 7 その他

- (1) 提出期限後に提出のあった書類は、受理しません。
- (2) 提出された書類は、返却しません。
- (3) 提出された書類の内容については、今回の東口交流センター専用フロア出店者選定以外に利用することはいたしません。
- (4) 書類の作成・提出に係る一切の費用は、参加者の負担とします。
- (5) 提出後の書類の追加・修正には応じません。
- (6) 書類の内容に関して、確認又は問い合わせを行うことがあります。
- (7) 内覧を希望される場合は、一関市建設部都市整備課までご連絡ください。

別紙1 平面図



## 別紙2

### 東口交流センター専用フロア出店者募集に係る条件等

#### 1 応募条件

- (1) 東口交流センター専用利用許可申請書を提出した翌々月の1日までに営業を開始できること。業種は問いません。
- (2) 一関市内に営業拠点（事務所・支店等）を置く法人、又は一関市内に住所を有する個人事業者であること。
- (3) 営業するために必要な許可・認可を受けていること、又は営業開始日までに必要な許可・認可を受けることができる方。
- (4) 営業内容等が各種法令に違反していないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）若しくは会社更生法（平成14年法律154号）による再生又は更正手続中の事業者でないこと。
- (6) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）等に基づく行政処分を受けたことがないこと。
- (7) 暴力団又は暴力団員との関係がないこと。
- (8) 本市の市税を滞納していないこと。

#### 2 専用フロア運用条件

- (1) 東口交流センター専用利用許可を得た上で利用していただきます。
- (2) 専用利用許可予定日  
東口交流センター専用利用許可申請書を提出した翌月の1日  
※専用利用許可日から使用料が発生します。
- (3) 許可予定期間  
令和8年3月31日（火）まで  
※継続には年度ごとの申請が必要です。年度末に申請案内を送付いたします。
- (4) 施設の休館日  
年中無休
- (5) 施設の開館時間  
午前6時30分から午後9時まで
- (6) 施設の設備
  - ・電気、空調、レンジフードが使用できます。
  - ・水道、ガスは、出店者様で契約を行えば使用できます。
- (7) 管理運営
  - ・施設の美観、衛生環境を損なわないこと。
  - ・ごみの分別や捨て方を守ること。
  - ・施設、設備又は備品を汚損、損傷、亡失しないこと。

- ・施設又は設備を改築・改造する場合は、事前に都市整備課に許可を取ること。
- ・施設若しくは設備を汚損し、損傷し、亡失し、又は改築・改造した場合は、現状に回復し、又はその損害を賠償すること。
- ・公序良俗に反しないこと。

(8) 使用料

専用フロア（食堂1）利用に対し徴収する使用料は、次のとおり算出した額の合計とする。

ア 東口交流センター専用フロア（食堂1）使用料

月額 52,900 円 (2,300 円×23 m<sup>2</sup>)

イ 電気使用料

電気使用料の実費相当分とし、以下のとおり積算して得た額とする。

東口交流センター当月電気使用料÷東口交流センター当月電気使用量・・・①
① × 各テナント子メーターの表示する月間の使用量・・・・②
② = 電気使用料立替金請求額

3 その他

- (1) 出店者決定後、出店する権利を他人に譲渡又は再委託することは認めません。
- (2) 一関市東口交流センター条例に違反した場合、又はその他市に不利益を及ぼした場合は許可を取り消すことがあります。
- (3) 退去する際は、1か月以上前に一関市建設部都市整備課に連絡をお願いします。

様式第1号

# 公募申込書

令和 年 月 日

一関市長 様

東口交流センター専用フロア出店者募集の公募について、下記の書類を添付の上申し込みます。

## 記

### 1 申込者

住所（所在地）

氏名又は名称

代表者名

作成責任者

所 属

氏 名

電 話

ファクシミリ

メールアドレス

印

### 2 添付書類

- (1) 誓約書（様式第2号）
- (2) 事業計画書
- (3) 経歴書及び代表者の履歴書、個人の場合は履歴書
- (4) 法人登記簿謄本、個人の場合は住民票（発行日から3ヶ月以内、写し可）
- (5) 直前1年間の納税証明書（市税）（発行日から3ヶ月以内、写し可）
- (6) 印鑑証明書

様式第2号

## 誓約書

令和 年 月 日

一 関市長様

申込者

住所（所在地）

氏名又は名称

代表者名

⑨

私は、貴市が実施する東口交流センター専用フロア出店者募集の公募に当たり、次の事項を誓約します。

また、下記の事項が事実と異なることが判明した場合は、貴市により出店者の決定の取消し、又は専用利用許可の取消しが行われても異議ありません。

### 記

- 1 公募申込書の提出に際し、東口交流センター専用フロア出店者募集要領について十分理解し、承知の上で申し込み、参加します。
- 2 東口交流センター専用フロア出店者募集要領の別紙、東口交流センター専用フロア出店者募集に係る条件等「1 応募条件」に定める必要な資格を有します。
- 3 事業計画書の内容については、事実と相違ないこと及び出店者に選定された場合には、本書の内容を誠実に実行することを誓約します。

東口交流センター位置図

